

「太陽光発電施設の設置等に関する条例」 説明会(第1部)

条例の概要について

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室

条例の構成

- | | | | |
|------|---------------|------|-------------|
| 第1条 | 目的 | 第13条 | 地位の承継 |
| 第2条 | 定義 | 第14条 | 廃止の届出 |
| 第3条 | 事業者の責務 | 第15条 | 指導及び助言 |
| 第4条 | 地域住民等への説明 | 第16条 | 報告の徴収及び立入検査 |
| 第5条 | 設置規制区域 | 第17条 | 勧告 |
| 第6条 | 設置許可の申請等 | 第18条 | 措置命令 |
| 第7条 | 変更許可 | 第19条 | 公表 |
| 第8条 | 設置許可に係る着工等の届出 | 第20条 | 市町村の条例との関係 |
| 第9条 | 設置許可の取消 | 第21条 | 委任 |
| 第10条 | 事業計画の届出 | 第22条 | 罰則 |
| 第11条 | 届出内容の変更 | | 附則 |
| 第12条 | 維持管理等 | | |

1. 条例の目的(第1条)

第一条 この条例は、脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年 法律第百十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。)の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定めることにより、**地域と共生する太陽光発電**の普及及び拡大に寄与することを目的とする。

- 国が掲げる2050年のカーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、その中でも太陽光発電の導入拡大が不可欠となっています。
- 太陽光発電がその役割を十分に果たすためには、住民との合意形成を図った上で事業が計画され、稼働後から終了まで一貫して、適正かつ適切に事業が実施される必要があります。

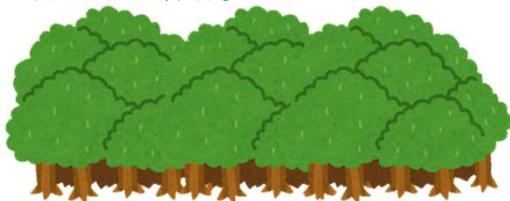
2. 条例における文言の定義(第2条)

①太陽光発電施設	出力50kW以上(建物等に設置されるものを除く。) ※「出力」はPVとPCSの出力のいずれか小さい方で判断する。
②太陽光発電施設の設置	太陽光発電施設の新設, 増設。 ※これらの行為に先駆けて行う木竹の伐採や土地の形質の変更を含む。
③太陽光発電事業	太陽光発電施設を設置し, 電気を得る事業のこと。 ※ <u>売電か自家消費かは問わない。</u>
④事業者	太陽光発電事業を行う者のこと。
⑤事業区域	太陽光発電事業を行う土地の区域のこと。
⑥設置規制区域	太陽光発電施設の設置が原則禁止となる区域。 設置には知事の許可があらかじめ必要。
⑦維持管理等	太陽光発電施設や事業区域を正常な状態に保つための保守点検や運転のこと。

「事業区域」の定義(第2条)

残置森林

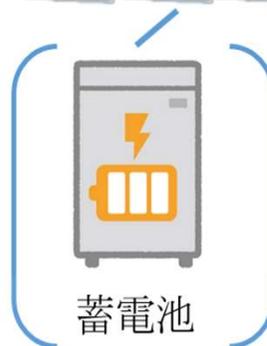
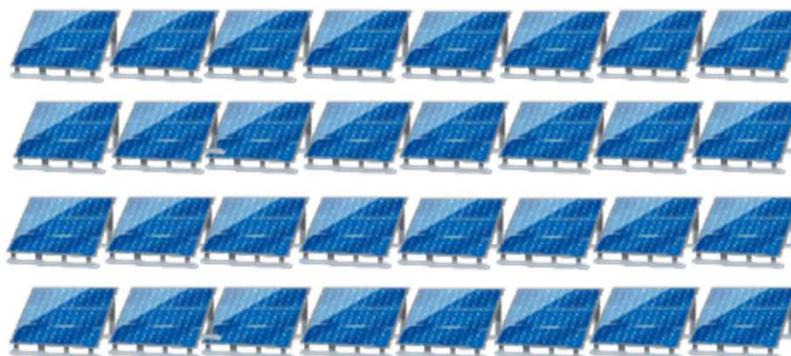
木竹の伐採や土地の形質の変更を行わない森林。



道路から施設の設置個所までの進入路



太陽電池モジュール



道路

木竹伐採区域

設備を設置しないが、木竹の伐採や土地の形質の変更を行なった森林。



2. 条例における文言の定義(第2条)

①太陽光発電施設	出力50kW以上(建物等に設置されるものを除く。) ※「出力」はPVとPCSの出力のいずれか小さい方で判断する。
②太陽光発電施設の設置	太陽光発電施設の新設, 増設。 ※これらの行為に先駆けて行う木竹の伐採や土地の形質の変更を含む。
③太陽光発電事業	太陽光発電施設を設置し, 電気を得る事業のこと。 ※ <u>売電か自家消費かは問わない</u> 。
④事業者	太陽光発電事業を行う者のこと。
⑤事業区域	太陽光発電事業を行う土地の区域のこと。
⑥設置規制区域	太陽光発電施設の設置が原則禁止となる区域。 設置には知事の許可があらかじめ必要。
⑦維持管理等	太陽光発電施設や事業区域を正常な状態に保つための保守点検や運転のこと。

3. 事業者の責務(第3条)

(1) 義務

- 関係法令の遵守

(2) 努力義務

- ① 地域住民等への情報提供
- ② 適正な土地の選定
- ③ 設置工事時の周辺環境への配慮
- ④ 廃棄費用の積立て
- ⑤ 地震保険, 賠償責任保険への加入
- ⑥ 運転開始後の施設の管理及び周辺環境への配慮
- ⑦ 発電事業の継続
- ⑧ 事業終了後の適正な措置

4. 地域住民等への説明(第4条)

(1) 地域住民等の範囲

- 事業区域に隣接する区域に居住している者
 - 太陽光発電事業を実施するにあたって著しい影響を受ける恐れのある者
- ※ 詳細は事業区域の所在する地区を管轄する市町村等に相談すること。

(2) 説明の方法, 内容

方法	地域の状況に応じて対応(説明会, 戸別訪問等)
内容	事業責任者, 発電容量, 事業期間, 維持管理等の方法 etc.

(3) 地域住民等からの意見への対応

- 地域と共生する施設となるよう, 必要な措置を講ずるよう努めること。

※ 詳細な手続きは第2部で

5. 設置規制区域(第5条～第9条)

(1) 設置規制区域

- ① 地すべり防止区域
- ② 急傾斜地崩壊危険区域
- ③ 土砂災害特別警戒区域
- ④ 砂防指定地

(2) 設置規制区域への設置について

- 太陽光発電施設の**設置は原則禁止**。
- 太陽光発電施設を設置するためには、あらかじめ、知事の許可が必要となる。
- 県は、設置許可を行う際に条件を付することができる。
- 許可を受けた後、着工・完了・中止・再開の際には届出が必要となる。
- 虚偽の申請や許可後の未着工の場合、設置許可を取り消すことができる。

6. 事業計画書の届出(第10条～第11条)

(1) 事業計画の届出

- 設置規制区域外に新たに太陽光発電施設を設置する場合、あらかじめ、知事に**事業計画の届出**が必要となる。
- 事業計画の内容に変更が生じた際も届出が必要。

※ 詳細な手続きは第2部で

7. 維持管理等(第12条)

(1) 維持管理等基準

○ 平常時

- ・ 土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態を維持すること。

○ 土砂災害発生時等

- ・ 速やかに太陽光発電施設の損壊、機械の故障、斜面又は土砂の崩落その他の周辺環境に影響を及ぼす状況を防止するために必要な対応を講じること。
- ・ 必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供すること。

(2) 維持管理等計画の作成・公表・提出

- 事業者は維持管理等に係る計画を作成し、公表しなければならない。

- 電気事業法に規定する保安規程の内容から抜粋することでも可。

- 設置許可申請をする場合、維持管理等計画を知事に提出しなければならない。

8. 地位の承継(第13条)

(1) 地位の承継

- 譲渡, 相続, 合併, 分割などにより, 事業の全部が別の者に移った場合は「地位の承継」と扱う。
- 設置許可を受けた者について地位の承継があった場合, 承継者がこの条例に規定する義務を負う。

(2) 事業承継の届出

- 地位の承継があった場合, その日から30日以内に事業承継届出書(様式第11号)を知事に提出する必要があります。

(3) 維持管理等計画の作成・公表・提出

- 事業承継届出書を提出した者は, **維持管理等計画を作成・公表**しなければなりません。
- **設置許可**を受けた者から地位の承継を受けた者は, 維持管理等計画を知事に**提出**しなければなりません。

9. 事業の廃止(第14条)

(1) 事業の廃止

- 事業の廃止をする際は、あらかじめ、廃止届出書(様式第12号)を知事に提出する必要がある。
- 以下の場合も廃止届出書(様式第12号)を提出する。
 - ・ 太陽光発電施設の設置工事を中止し、その後再開する見込みがないとき。
 - ・ 太陽光発電施設の出力を50kW以下に変更するとき。
- 廃止届を提出し、事業を終了する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、事業終了後の事業区域の処理を行うこと。

10. 県からの指導・助言・立入検査 等(第15条～第19条)

(1) 指導及び助言

- 県はこの条例の運用に必要な範囲で指導及び助言ができる。
 - ・ 太陽光発電施設が地域と共生したものとなるための必要な事項。

(2) 報告の徴収及び立入検査

- 県は太陽光発電施設の設置に関して必要な事項について報告を求め、事業区域などへ立入検査することができる。

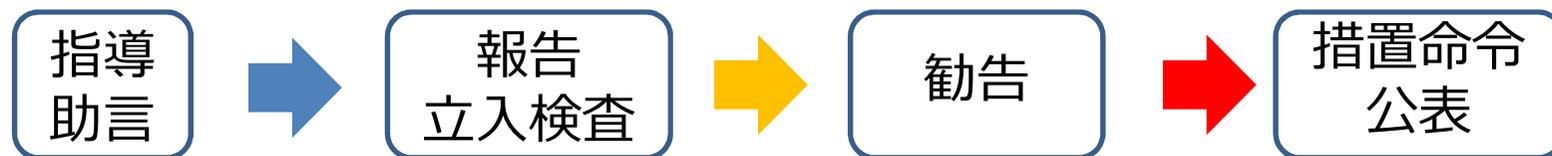
(3) 勧告

- 事業者が指導に従わない場合や許可違反・届出違反があった場合には、適正な措置を講ずるよう勧告ができる。

10. 県からの指導・助言・立入検査 等(第15条～第19条)

(4) 措置命令・公表

- 勧告に従わない場合は、勧告に係る措置を講ずるよう**命令**することができる。
- 事業者が以下に該当した場合、当該事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)を**公表**することができる。
 - ・ 第9条により設置許可の取消を受けた場合。
 - ・ 第18条により措置命令を受けた場合。
- 知事は、事業者名等を公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 事業者名等を公表されることにより、**再エネ特措法による認定(FIT認定)**が取り消される可能性がある。



11. 市町村の条例との関係(第21条)

(1) 県内市町村の条例制定状況(令和4年7月31日現在)

市町村名	条例名
富谷市	富谷市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
丸森町	丸森町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例
大崎市	大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
川崎町	川崎町の環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
栗原市	栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
加美町	加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
石巻市	石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
色麻町	色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
登米市	登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

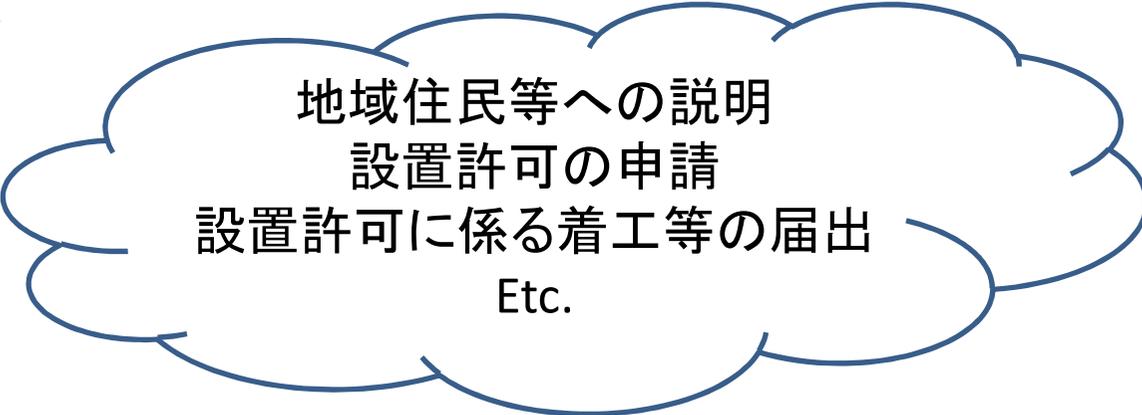
11. 市町村の条例との関係(第20条)

(2) 市町村条例との関係

- 原則, 各市町村条例と県条例の手続きは, それぞれ行っていただく。
- 地域住民等への説明(県条例第4条)については, 市町村条例の規定による説明と県条例の規定による説明を兼ねることができる。

(3) 丸森町条例について

- 条例第8条に規定する「**禁止区域**」には, **県条例の一部を適用しない**。
 - 第4条～第9条
 - 第13条第1項, 第2項
 - 第17条第1項第1号
 - 第22条第1号



地域住民等への説明
設置許可の申請
設置許可に係る着工等の届出
Etc.

12. 罰則(第22条)

(1) 罰則

- 次に該当する者は、**5万円以下の過料**に処する。
 - 設置許可若しくは変更許可を受けずに太陽光発電施設を設置した者
 - 偽りその他不正の手段により設置許可又は変更許可を受けて太陽光発電施設を設置した者
 - 事業計画の届出をしないで、又は虚偽の届出をして太陽光発電施設を設置した者
 - 報告、資料の提出に応じない者
 - 立入検査に応じない者

13. 既存施設の取扱い(附則)

(1) 既存施設とは

- 令和4年10月1日までに以下の状態にある太陽光発電施設
 - 運転開始している
 - 施設の設置工事に着手している

(2) 既存施設の取扱い

- 施設の設置に係る設置許可や事業計画の届出義務を負わない
- 令和5年3月31日までに既存事業概要届出書(様式第14号)を提出する義務あり。
- 適正な維持管理等, 地域住民等とのコミュニケーションに関する義務は負う

※ 詳細な手続きは第2部で